

広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(事業者の指定)</p> <p>第4条 知事は、前条の申請があった場合、次に定める要件を満たすものについて、事業者の指定を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学則</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 添削指導、面接指導の体制、方法等（講義をオンラインその他の通信の方法（オンラインの場合は同時双方型を除く。）で行う場合に限る。）</p> <p>サ 研修修了の認定方法（オンラインその他の通信の方法により実施する研修における添削課題の合格基準を含む。）</p> <p>シ～ヌ (略)</p> <p>第2項～第3項 (略)</p> <p>第5条</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 研修日程及び実施場所（オンラインその他の通信の方法により事業を行う場合にあつては、<u>主たる事業所の所在地及び対象地域</u>）</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6条～第24条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和8年5月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(事業者の指定)</p> <p>第4条 知事は、前条の申請があった場合、次に定める要件を満たすものについて、事業者の指定を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学則</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 添削指導、面接指導の体制、方法等（講義を通信形式で行う場合のみ。）</p> <p>サ 研修修了の認定方法（通信添削課題の合格基準を含む。）</p> <p>シ～ヌ (略)</p> <p>第2項～第3項 (略)</p> <p>第5条</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>研修日程及び実施場所</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第6条～第24条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

広島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>広島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領</p>	<p>広島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領</p>
<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 研修の実施</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 研修の内容等</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>研修をオンライン（同時双方型又はオンデマンド型）によって行う場合には、対面の方法によって行う研修に相当する効果が得られ、終了時に受講生が修得している知識や技術が同等であること。なお、オンラインの実施形態に応じて次に留意すること。</u></p> <p>ア <u>同時双方型（ライブ配信方式）で実施する場合には、講師に対する研修受講者の質問の機会が確保できていることなど、双方向のやりとりができるようにすること。</u></p> <p>イ <u>オンデマンド型（インターネット配信方式等）によって実施する場合には、添削指導、面接指導等による十分な指導を合わせて行うこと。</u></p> <p>(8) <u>研修受講者には障害のある人もいることから、研修が受けやすくなるよう、研修受講機会の確保や研修環境等について配慮を行うよう努めること。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 講義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>講義をオンラインその他の通信の方法（オンラインの場合は同時双方型を除く。）によって行う場合は、次に掲げる基準に適合しなければならない。なお、オンライン（同時双方型）で行う場合には、講師に対する質問の機会等が確保されていることから、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、重度訪問介護（統合）課程においては通信の方法は認められない。</u></p> <p>ア <u>オンラインその他の通信の方法（オンラインの場合は同時双方型を除く。）によって行う科目ごとに学習課題を設定すること。</u></p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>10 演習</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>実技を学ぶ演習については、対面で実施すること。なお、実技以外を学ぶ演習については、対面のほか、オンライン（同時双方型）にて実施することができる。また、この場合には、次に掲げる基準に適合しなければならない。</u></p> <p>ア <u>グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うなど、受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採用すること。</u></p> <p>イ <u>講師による受講生へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。</u></p> <p>ウ <u>演習を実施するグループを構成する受講生数は、討議や話し合いができる適切な人数を</u></p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 研修の実施</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 研修の内容等</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 講義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>講義を通信の方法によって行う場合は、次により実施すること。ただし、重度訪問介護（統合）課程においては通信の方法は認められない。</u></p> <p>ア <u>通信学習をする科目ごとに学習課題を設定すること。</u></p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>10 演習</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

単位とすること。

エ 担当する講師等が研修受講生に対し、演習への主体的・積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（通信環境へ接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。）。

11 実習

(1) 実習については対面で実施すること。また、実習の実施にあたっては、実習施設との連携のもとに実習実施計画を作成し、適切に行うこと。

(2)～(9) (略)

12 科目の免除

(1)～(5) (略)

(6) オンラインその他の通信の方法における講義（添削課題）については、免除せず受講させることが望ましい。

(7) オンラインその他の通信の方法における面接指導については、免除せず受講させること。

(8) (略)

13 研修修了の認定方法

(略)

(1) (略)

(2) 理解度の確認

次により理解度の確認方法を定め、確認された者について修了を認定すること。

ア 講義

(7) 通学またはオンライン（同時双方型）

担当講師が、試験、レポート等により理解度を評価すること。理解が不足していると認められる場合は、再試験、レポート等の再提出により指導すること。

なお、重度訪問介護（統合）課程においては、筆記試験によって修得状況の確認を行うこと。

(i) オンラインその他の通信の方法（オンラインの場合は同時双方型を除く。）

担当講師が、受講者から提出された学習課題の添削を行い、理解度を評価すること。

理解が不足していると認められる場合は、課題を再提出させて指導すること。

イ (略)

14 補講

(1)～(4) (略)

(5) オンラインその他の通信の方法における面接指導の補講は、原則として当該事業者において実施すること。

(6) (略)

第4 指定申請手続

1 事業者の指定申請

要綱第3条に規定する事業者の指定申請は、「事業者指定申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うこと。

11 実習

(1) 実習の実施にあたっては、実習施設との連携のもとに実習実施計画を作成し、適切に行うこと。

(2)～(9) (略)

12 科目の免除

(1)～(5) (略)

(6) 通信の方法における講義（添削課題）については、免除せず受講させることが望ましい。

(7) 通信の方法における面接指導については、免除せず受講させること。

(8) (略)

13 研修修了の認定方法

(略)

(1) (略)

(2) 理解度の確認

次により理解度の確認方法を定め、確認された者について修了を認定すること。

ア 講義

(7) 通学

担当講師が、試験、レポート等により理解度を評価すること。理解が不足していると認められる場合は、再試験、レポート等の再提出により指導すること。

なお、重度訪問介護（統合）課程においては、筆記試験によって修得状況の確認を行うこと。

(i) 通信

担当講師が、受講者から提出された学習課題の添削を行い、理解度を評価すること。

理解が不足していると認められる場合は、課題を再提出させて指導すること。

イ (略)

14 補講

(1)～(4) (略)

(5) 通信の方法における面接指導の補講は、原則として当該事業者において実施すること。

(6) (略)

第4 指定申請手続

1 事業者の指定申請

要綱第3条に規定する事業者の指定申請は、「事業者指定申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うこと。

<事業者指定申請手続きに必要な書類一覧>

提出書類	様式番号	指定を受けようとする研修課程			
		居宅介護職員初任者研修 障害者居宅介護従業者基礎研修 (統合)(行動障害支援)	重度訪問介護(基礎)(追加)	同行援護 (一般)(応用)	行動援護
事業者指定申請書	様式第1号	○	○	○	○
1~14 (略)					
15 添削指導に関する課題、 解答用紙及び模範解答 (講義をオンラインその 他の通信の方法(オン ラインの場合は同時双 方型を除く。)で行う場 合のみ)		○ (該当時)	○ (該当時)	○ (該当時)	○ (該当時)
16 (略)					

2 研修の指定申請

要綱第5条に規定する研修の指定申請は、「研修指定申請書」(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して行うこと。

<研修指定申請手続きに必要な書類一覧>

提出書類	様式番号	指定を受けようとする研修課程			
		居宅介護職員初任者研修 障害者居宅介護従業者基礎研修 (統合)(行動障害支援)	重度訪問介護(基礎)(追加)	同行援護 (一般)(応用)	行動援護
研修指定申請書	様式第9号	○	○	○	○

<事業者指定申請手続きに必要な書類一覧>

提出書類	様式番号	指定を受けようとする研修課程			
		居宅介護職員初任者研修 障害者居宅介護従業者基礎研修 (統合)(行動障害支援)	重度訪問介護(基礎)(追加)	同行援護 (一般)(応用)	行動援護
事業者指定申請書	様式第1号	○	○	○	○
1~14 (略)					
15 添削指導に関する課題、 解答用紙及び模範解答 (講義を通信で行う場 合のみ)		○ (該当時)	○ (該当時)	○ (該当時)	○ (該当時)
16 (略)					

2 研修の指定申請

要綱第5条に規定する研修の指定申請は、「研修指定申請書」(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して行うこと。

<研修指定申請手続きに必要な書類一覧>

提出書類	様式番号	指定を受けようとする研修課程			
		居宅介護職員初任者研修 障害者居宅介護従業者基礎研修 (統合)(行動障害支援)	重度訪問介護(基礎)(追加)	同行援護 (一般)(応用)	行動援護
研修指定申請書	様式第9号	○	○	○	○

	1～12 (略)					
13	添削指導に関する課題、 解答用紙及び模範解答 (講義をオンラインその他の通信の方法(オンラインの場合は同時双方型を除く。)で行う場合のみ)		○ (該当時)	○ (該当時)	○ (該当時)	○ (該当時)
	14 (略)					

要領様式

様式第 1 号

事業者指定申請書

年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号) 第 3 条第 3 号から第 7 号に規定する研修を実施する事業者として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

研修の名称	
研修課程	課程
講義の実施方法	通学 ・ 通信・ <u>オンライン</u>
以下 (略)	

<添付書類一覧>

	1～14 (略)
--	----------

	1～12 (略)					
13	添削指導に関する課題、 解答用紙及び模範解答 (講義を通信で行う場合のみ)		○ (該当時)	○ (該当時)	○ (該当時)	○ (該当時)
	14 (略)					

要領様式

様式第 1 号

事業者指定申請書

年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号) 第 3 条第 3 号から第 7 号に規定する研修を実施する事業者として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

研修の名称	
研修課程	課程
講義の実施方法	通学 ・ 通信
以下 (略)	

<添付書類一覧>

	1～14 (略)
--	----------

15	添削指導に関する課題、解答用紙及び模範解答 ※講義をオンラインその他の通信で行う場合のみ。
	16 (略)

様式第2号の1〔例示〕

学則（事業概要）

1 開講目的	
2 申請者の名称、所在地及び事業者番号	名 称： 所 在 地： 事業者番号：(※事業者指定申請の際は不要)
3 実施する研修課程及び講義の形式	研 修 課 程： 講義の形式：（ 通学形式 ・ 通信形式 ・ オンラインその他（同時双方型又はオンデマンド型） ）
4～23 (略)	

様式第9号

研修指定申請書

年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

次の研修について、「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第3号から第7号に規定する研修として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者番号	
研修の名称	
研修課程	課程
定員	名

15	添削指導に関する課題、解答用紙及び模範解答 ※講義を通信で行う場合のみ。
	16 (略)

様式第2号の1〔例示〕

学則（事業概要）

1 開講目的	
2 申請者の名称、所在地及び事業者番号	名 称： 所 在 地： 事業者番号：(※事業者指定申請の際は不要)
3 実施する研修課程及び講義の形式	研 修 課 程： 講義の形式：（ 通学形式 ・ 通信形式 ）
4～23 (略)	

様式第9号

研修指定申請書

年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

次の研修について、「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第3号から第7号に規定する研修として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者番号	
研修の名称	
研修課程	課程
定員	名

研修日程	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	講義： (施設の名称) (施設の所在地) 演習： (施設の名称) (施設の所在地) 実習：別紙「実習施設一覧表」のとおり
講義の実施方法	通学 ・ 通信 ・ <u>オンライン</u>
以下（略）	

<添付書類一覧>

	1～12（略）
13	添削指導に関する課題、解答用紙及び模範解答 ※講義を <u>オンラインその他の通信</u> で行う場合のみ。
	14（略）

様式第 10 号

研修日程表

【留意事項】

- (1) ～(3) (略)
 (4) オンラインその他の通信の方法で行う講義については、各課題配付日と各課題提出日を備考欄に記載すること。

様式第 12 号

変更届

<添付書類一覧（変更のある書類のみを添付すること。）>

	1～14（略）
15	添削指導に関する課題、解答用紙及び模範解答 ※講義を <u>オンラインその他の通信</u> で行う場合のみ。
	16～18（略）

研修日程	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	講義： (施設の名称) (施設の所在地) 演習： (施設の名称) (施設の所在地) 実習：別紙「実習施設一覧表」のとおり
講義の実施方法	通学 ・ 通信
以下（略）	

<添付書類一覧>

	1～12（略）
13	添削指導に関する課題、解答用紙及び模範解答 ※講義を通信で行う場合のみ。
	14（略）

様式第 10 号

研修日程表

【留意事項】

- (1) ～(3) (略)
 (4) 通信の方法で行う講義については、各課題配付日と各課題提出日を備考欄に記載すること。

様式第 12 号

変更届

<添付書類一覧（変更のある書類のみを添付すること。）>

	1～14（略）
15	添削指導に関する課題、解答用紙及び模範解答 ※講義を通信で行う場合のみ。
16	16～18（略）